

国 第4次食育推進基本計画（令和3年度から令和7年度）の概要

食育基本法

- 食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。
- 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。
- 食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年)
- 地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成する努力義務

<食をめぐる現状・課題>

- ・生活習慣病の予防
- ・高齢化、健康寿命の延伸
- ・成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- ・世帯構造や暮らしの変化
- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・総合食料自給率（カロリーベース）38%(令和2年度)
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）612万トン(平成29年度)
- ・地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危惧
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

基本的な方針(重点事項)

<重点事項>

国民の健康の視点
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

<重点事項>

社会・環境・文化の視点
持続可能な食を支える食育の推進

連携

<横断的な重点事項> 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 横断的な視点

・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

食育推進の目標

- ・栄養バランスに配慮した食生活の実践
- ・産地や生産者への意識
- ・学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ・環境に配慮した農林水産物・食品の選択 等

推進する内容

1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

施策の推進に必要な事項

- ①多様な関係者の連携・協働の強化、②地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進 等

国 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標	具体的な目標値 (追加・見直しは黄色の目標値)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす			
①食育に関心を持っている国民の割合		83.2%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数		週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合		70.7%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			
④朝食を欠食する子供の割合		4.6%※	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合		21.5%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数		月9.1回※	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合		—	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合		—	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合		36.4%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合		27.4%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値		10.1g※	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値		280.5g※	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合		61.6%※	30%以下

注) 学校給食における使用食材の割合(金額ベース、令和元年度)の全国平均は、地場産物52.7%、国産食材87%となっている。

目標	具体的な目標値 (追加・見直しは黄色の目標値)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合		64.3%	75%以上
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合		47.3%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数		36.2万人※	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合		65.7%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		73.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		67.1%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合		76.5%※	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合		50.4%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合		44.6%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合		75.2%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合		87.5%※	100%

※は令和元年度の数値

大阪府食育推進計画の改定に向けたスケジュール（案）

令和4年度			令和5年度												
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	審議会 ①	現行計画最終評価案の作成				審議会 ②	次期計画案検討・作成				審議会 (開催又は書面) ③	パブリック コメント		審議会 ④	公表
健康づくり実態調査※1の集計・分析															
審議会①			審議会②				審議会③				審議会④				
・現行計画 年次進捗報告 最終評価の方針提示 ・次期計画 諮問 改定スケジュール・方向性の提示			現行計画 最終評価案の審議 次期計画 素案の提示				次期計画案の提示				次期計画最終案の審議 答申				

(※1) 大阪府健康づくり実態調査の概要

- 1 調査目的** 府民の生活習慣病の予防及び健康の増進に関する実態を把握し、次期大阪府健康増進計画等の策定のための基礎資料を得る
- 2 調査対象** 府内に居住する20歳以上の男女、13,200人
- 3 調査項目** (1) 性別、年齢、住所地及び職業 (2) 運動に関する事項 (3) 食及び栄養に関する事項 (4) 睡眠に関する事項 (5) 飲酒及び喫煙に関する事項 (6) 歯及び口腔に関する事項 (7) 健康診断に関する事項 (8) コミュニティとのつながりに関する事項
- 4 標本抽出** (1) 地域別の指標として運用するため、各二次医療圏から1,200人 (大阪市二次医療圏は4つの基本保健医療圏からそれぞれ1,200人) ずつ抽出 (2) 各市区町村の人口構成比に応じて地域を構成する市区町村に標本数を配分 (20歳以上の年齢階級別、男女別) (3) 対象者は、抽出時点において各市区町村の住民基本台帳から無作為に抽出
- 5 調査方法** 郵送調査法 (オンライン回答可能)
- 6 調査時期** 令和5年1月31日から令和5年2月28日

第4次大阪府食育推進計画素案の概要

第1章 第4次計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

府民が生涯を通じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、府民の食生活における課題を把握し、その解決を図るための取組みを総合的かつ計画的に推進するために策定

2 計画の位置づけ

- ・食育基本法第17条に基づく都道府県計画
- ・大阪府健康づくり推進条例（H30.10）
- ・府関連計画との整合

医療計画、健康増進計画、歯科口腔保健計画（R6.3）
教育振興基本計画（R5.3）食の安全安心推進計画（R5.3）
循環型社会推進計画（R3.3）食品ロス削減推進計画（R3.3）

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12か年
中間評価を令和11（2029）年度、最終評価を令和17（2035）
年度に実施予定

第2章 第3次計画の評価

評価概要 計画期間内の数値で評価をした13項目

区分	評価	項目数
A	すでに目標値に達した、または計画終了時点で目標値に達すると見込まれる	5
B	計画終了時点で目標値に達する見込みはないものの、ベースライン値と比較して改善傾向にある	4
C	ベースライン値と同程度で、明確な改善傾向も悪化傾向もみられない	2
D	ベースライン値よりも悪化している	2

【成果】

よく噛んで食べることに気をつけている府民の割合
食育に関心を持っている府民の割合

【課題】

地域や職場等の所属コミュニティで共食したい人の共食割合
食育推進に携わるボランティアの増加

第3章 府民の食育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

食育を通じた持続可能な開発目標（SDGs）への貢献
「新しい生活様式」と社会のデジタル化の進展

2 身体状況

肥満・やせの状況、低栄養傾向者の状況

3 食生活と歯と口の健康

府民の食生活：栄養バランス、野菜、果物、食塩、朝食
歯と口の健康：咀嚼への意識及び咀嚼良好者の状況
食をとりまく環境：保育所・学校等、外食等、共食

4 食の安全安心

食の安全安心に関する情報発信

5 食の生産・流通・消費

大阪府の農業・漁業の状況
農産物に対する理解を深める取組み状況
大阪産（もん）に対する府民のニーズ
食品ロスの発生状況、食文化の継承

第4章 基本的な考え方

第5章 取組みと目標

【基本理念】全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～

【基本目標】食を通じた健康づくり/食を通じた豊かな心の育成/自然に健康になれる持続可能な食環境づくり

【基本方針】健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進/食育を支える社会環境整備

（合言葉）野菜バリバリ朝食モリモリ！みんなでつなぐ大阪の食

【基本方針】健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進

府民の行動目標	具体的な取組み	取組みの目標（詳細別紙）
▶健康的な食生活の実践の促進 生涯を通じて健やかな生活を送ることができるよう、栄養バランスのとれた食事、朝食や野菜摂取、食塩をとりすぎないこと、よく噛んで食べること、適正体重等の重要性を理解し、習慣的に実践します。	・家庭での健康的な食生活の実践を促す取組み ・多様な暮らしに対応した豊かな食体験につながる取組み 地域等での共食の推進/子ども食堂への支援/ 身近な地域で相談できる体制の推進 ・社会の変化に即した新しい食育の推進 自然に健康になれる食環境の整備/デジタル化に対応する食育の推進 ・食品関連事業者等との連携による健康的な食生活の実践を促す取組み 外食や中食、給食施設における取組み 健康づくりに役立つ食品表示の活用を促す取組み ・ライフステージに応じた取組み 保育所・認定こども園・幼稚園における取組み/小・中学校等における取組み 高等学校等における取組み/大学や職場等における取組み 高齢者の低栄養予防のための取組み/ライフコースアプローチを踏まえた取組み ・歯と口の健康づくりの取組み ・災害時に備えた食育の推進	・栄養バランスのとれた食生活を実践する府民の割合の増加 ・朝食を欠食する府民の割合の減少 ・野菜摂取量の増加 ・果物摂取量の増加 ・食塩摂取量の減少 ・よく噛んで食べることに気をつけている府民の割合の増加 ・小・中学校で栄養教諭等による食に関する指導の1校あたりの年間平均取組回数 ・V.O.S.メニューロゴマーク使用承認件数 ・誰かと一緒に食べる「共食」の増加 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数 地域や職場等の所属コミュニティで「共食」する割合

第4次大阪府食育推進計画素案の概要

【基本方針】 健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進

府民の行動目標	具体的な取組み	取組みの目標（詳細別紙）
<p>▶食の安全安心の取組み</p> <p>食品の選び方や適切な調理・保管の方法等、食の安全安心に関する基礎的な知識を学び、その知識を踏まえて行動します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心の情報提供の推進 正確でわかりやすい食の安全安心に関する情報の提供 食に関する社会の動向を踏まえた食品衛生に関する情報の提供 ・食品表示の理解促進 食品表示に関する基礎的な知識の普及 ・リスクコミュニケーションの促進 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府食の安全安心メールマガジンの登録者の増加 ・大阪府の食の安全安心関連ホームページのアクセス数の増加
<p>▶生産から消費までを通じた食育の推進</p> <p>生産から消費に至る食の循環を意識し、大阪でとれる農林水産物等を積極的に利用するとともに、食品ロスの削減に主体的に取り組み、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理、伝統食材等の食文化を次世代に伝えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 食の生産・流通に関する体験・交流の促進 大阪産農林水産物の利用促進及び消費拡大 大阪産農林水産物を府民が身近に触れられる場の情報発信 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進 ・食品ロスの削減・食文化の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理等の地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を継承し、伝えている府民の割合の増加
<p>▶万博を契機とした食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな食文化の提案 ・持続可能な食を支える食育の推進 	

【基本方針】 食育を支える社会環境整備

府民の行動目標	具体的な取組み	取組みの目標（詳細別紙）
<p>▶多様な主体による食育推進運動の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食育を府民運動とする機運を高める取組み ・「大阪府食育推進強化月間」及び「野菜バリバリ朝食モリモリ推進の日」の取組みの充実 ・市町村食育推進計画の策定促進と施策の推進 ・食に関するボランティア等が行う食育活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関心を持っている府民の割合の増加 ・食育推進に携わるボランティアの増加
<p>▶多様な主体が参画したネットワークの強化</p>		

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

オール大阪の推進体制/庁内の推進体制/地域における推進体制

2 進捗管理

3 計画を推進する各主体の役割

府民/大阪府/市町村/保育・教育関係者/職場/保健医療関係団体/食品関連事業者等/生産者/地域組織・ボランティア団体・NPO法人等
大阪府食育推進ネットワーク会議/家庭